

新	旧	備考
<p>中小企業輸出代金保険の国別引受基準について</p> <p>平成 17 年 3 月 18 日 05 - 制度 - 00012 沿革 <u>平成 27 年 11 月 16 日</u> 一部改正</p> <p>中小企業輸出代金保険運用規程（平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00031） 第 16 条第 1 項第 1 号に規定する「国又は地域ごとに定める引受基準」を下記 のように定める。</p> <p>記</p> <p>国又は地域ごとに定める引受基準は別表のとおりとし、次の 1 から 6 ま でに定めるところにより、「国名」欄の国ごとに「態度」、「決済条件」及び「そ 他の条件」の欄に記載された条件により引き受けるものとする。</p> <p>1 引受国 引受国とは、別表に掲げる国又は地域のうち、「態度」欄において「◎」 と記載のある国又は地域をいう。当該国又は地域を支払国（保証国がある 場合には保証国。以下 1 から 3 までにおいて同じ。）とする輸出契約（4 に 該当するものを除く。）については、保険契約を締結する。</p> <p>2 条件付引受国 条件付引受国とは、別表に掲げる国又は地域のうち、「態度」欄において 「○」と記載のある国又は地域をいう。当該国又は地域が支払国となる輸 出契約（4 に該当するものを除く。）については、次のとおり取り扱うもの とする。</p> <p>① 「決済条件」欄に「I L C」と記載のある国又は地域を支払国とする 輸出契約については、当該輸出契約の代金の全部について、保険契約の 申込時において海外商社名簿について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063）第 1 条に基づき作成された海外商社名簿の G S 格、G A 格若しく は G E 格又は S A 格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不 能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基</p>	<p>中小企業輸出代金保険の国別引受基準について</p> <p>平成 17 年 3 月 18 日 05 - 制度 - 00012 沿革 <u>平成 27 年 11 月 2 日</u> 一部改正</p> <p>中小企業輸出代金保険運用規程（平成 17 年 4 月 1 日 05 - 制度 - 00031） 第 16 条第 1 項第 1 号に規定する「国又は地域ごとに定める引受基準」を下記 のように定める。</p> <p>記</p> <p>国又は地域ごとに定める引受基準は別表のとおりとし、次の <u>1.</u> から <u>6.</u> までに定めるところにより、「国名」欄の国ごとに「態度」、「決済条件」及び 「その他の条件」の欄に記載された条件により引き受けるものとする。</p> <p>1. 引受国 引受国とは、別表に掲げる国又は地域のうち、「態度」欄において「◎」 と記載のある国又は地域をいう。当該国又は地域を支払国（保証国がある 場合には保証国。以下 <u>1.</u> から <u>3.</u> までにおいて同じ。）とする輸出契約（<u>4.</u> に該当するものを除く。）については、保険契約を締結する。</p> <p>2. 条件付引受国 条件付引受国とは、別表に掲げる国又は地域のうち、「態度」欄において 「○」と記載のある国又は地域をいう。当該国又は地域が支払国となる輸 出契約（<u>4.</u> に該当するものを除く。）については、次のとおり取り扱うもの とする。</p> <p>① 「決済条件」欄に「I L C」と記載のある国又は地域を支払国とする 輸出契約については、当該輸出契約の代金の全部について、保険契約の 申込時において海外商社名簿について（平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00063）第 1 条に基づき作成された海外商社名簿の G S 格、G A 格若しく は G E 格又は S A 格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不 能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基</p>	

新	旧	備考
<p>づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。)による決済により支払いを行う場合に保険契約を締結するものとする。この場合において、ILCの取得された日以降、独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)はてん補する責めに任ずることとする。<u>(ただし、事故発生日において当該ILCが無効であった場合を除く。)</u></p> <p>なお、輸出契約の代金の一部がILCによる決済以外の方法により決済される場合は、保険契約は締結しないこととする。</p> <p>② (略)</p> <p>3 特定制限国</p> <p>特定制限国とは、別表に掲げる国又は地域のうち、「態度」欄において「▲」と記載のある国又は地域をいう。当該国又は地域が支払国となる輸出契約(4に該当するものを除く。)については、保険契約を締結しない。</p> <p>ただし、イラクを仕向国、支払国又は保証国とする次のいずれかに該当する輸出契約については保険契約を締結する。</p> <p>(i) 政府開発援助契約等(別紙2 政府開発援助契約等)に規定するものをいう。)</p> <p>(ii) イラク国内における貨物の引渡しを支払条件と定めていない取引であって、下記イ、ロのいずれかに該当するもの</p> <p>イ 日本又は第三国(別表に掲げる国又は地域のうち、「態度」欄において「×」又は「▲」と記載のある国又は地域は除く。以下同じ。)の銀行(名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされているものに限る。以下同じ。)が発行又は確認するILCにより決済される輸出契約</p> <p>ロ 支払が第三国となる輸出契約</p> <p>なお、上記(ii)イに該当し且つ支払国がイラクとなる場合は、ILC取得日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>また、上記イ又はロに該当する場合、当該国の引受条件に基づき保険契約を締結する。</p> <p><u>(注1) 政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。</u></p> <p>イ <u>輸出契約の全体が政府開発援助契約等に該当する場合について、保険</u></p>	<p>づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。以下「ILC」という。)による決済により支払いを行う場合に保険契約を締結するものとする。この場合において、ILCの取得された日以降、<u>その範囲内において</u>、独立行政法人日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとする。</p> <p>なお、輸出契約の代金の一部がILCによる決済以外の方法により決済される場合は、保険契約は締結しないこととする。</p> <p>② (略)</p> <p>3. 特定制限国</p> <p>特定制限国とは、別表に掲げる国又は地域のうち、「態度」欄において「▲」と記載のある国又は地域をいう。当該国又は地域が支払国となる輸出契約(4に該当するものを除く。)については、保険契約を締結しない。</p> <p>ただし、イラクを仕向国、支払国又は保証国とする次のいずれかに該当する輸出契約については保険契約を締結する。</p> <p>(i) 政府開発援助契約等</p> <p>(ii) イラク国内における貨物の引渡しを支払条件と定めていない取引であって、下記イ、ロのいずれかに該当するもの</p> <p>イ 日本又は第三国(別表に掲げる国又は地域のうち、「態度」欄において「×」又は「▲」と記載のある国又は地域は除く。以下同じ。)の銀行(名簿上GS格、GA格若しくはGE格又はSA格に格付けされているものに限る。)が発行又は確認するILCにより決済される輸出契約</p> <p>ロ 支払が第三国となる輸出契約</p> <p>なお、上記(ii)イに該当し且つ支払国がイラクとなる場合は、ILC取得日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</p> <p>また、上記イ又はロに該当する場合、当該国の引受条件に基づき保険契約を締結する。</p>	

新	旧	備考
<p><u>契約を締結する。</u></p> <p><u>ロ 輸出契約のうち一部が政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、現地通貨により決済される場合又は日本若しくは第三国の銀行が発行若しくは確認する I L C により決済される場合について、保険契約を締結する。この場合、I L C の取得日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p><u>(注2) 前受金により支払いを受ける輸出契約の取扱いは次のとおりとする。</u></p> <p><u>イ 輸出契約のうち一部が前受金により支払いを受ける場合であって、当該部分を除いた全てが、現地通貨又は第三国の銀行が発行若しくは確認する I L C により決済される場合について、保険契約を締結する。この場合、I L C の取得以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u></p> <p><u>(注3) 上記(注1)ロ又は上記(注2)イ若しくはロのうちいずれかに該当する場合(ただし、イラクを仕向国、支払国又は保証国とする輸出契約にあっては、上記2②又は③イ若しくはロに該当し且つ支払国がイラクとなる場合)であって、保険契約の申込時において I L C を取得する前の場合は、保険証券に次の特約を記載する。</u></p> <p><u>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において海外商社名簿について(平成13年4月1日 01-制度-00063)第1条に基づき作成された海外商社名簿上 G S 格、G A 格、G E 格又は S A 格に格付けされている銀行が発行又は確認する取消不能信用状(信用状統一規則(U N I F O R M C U S T O M S A N D P R A C T I C E F O R D O C U M E N T A R Y C R E D I T S , 2 0 0 7 R E V I S I O N , I C C P U B L I C A T I O N N o . 6 0 0) に 基 づ く 支 払 確 約 又 は 同 等 の 支 払 確 約 が な さ れ て い る も の で あ っ て 、 取 り 消 す こ と が で き な い も の を い う 。) 取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」</u></p> <p>4. 引受停止国 引受停止国とは、別表に掲げる国又は地域のうち、「態度」欄において「×」と記載のある国又は地域をいう。当該国又は地域が仕向国、支払国又は保証国となる輸出契約については、上記1から3までにかかわらず、保険契約を締結しない。</p> <p>5. 仕向国、支払国及び保証国 上記1から4までにおける仕向国、支払国及び保証国については、「別紙</p>	<p>4. 引受停止国 引受停止国とは、別表に掲げる国又は地域のうち、「態度」欄において「×」と記載のある国又は地域をいう。当該国又は地域が仕向国、支払国又は保証国となる輸出契約については、上記1. から3. までにかかわらず、保険契約を締結しない。</p> <p>5. 上記1. から4. までにおける仕向国、支払国及び保証国については、「別紙 仕向国、支払国及び保証国の取扱い」により取り扱うこととする。</p>	

新	旧	備考
<p><u>1</u> 仕向国、支払国及び保証国の取扱い」により取り扱うこととする。</p> <p><u>6</u> <u>その他</u> (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [平成 27 年 11 月 16 日] この改正は、<u>平成 27 年 11 月 30 日</u>から実施する。</p>	<p><u>6</u> <u>その他</u> (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [平成 27 年 11 月 2 日] この改正は、<u>平成 27 年 11 月 10 日</u>から実施する。</p>	
<p>[別紙 <u>1</u>]</p> <p>仕向国、支払国及び保証国の取扱い</p> <p>1 輸出契約の仕向国は、以下によるものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 本邦内において貨物の受渡しを行う輸出契約の場合は、輸出契約に定める最終仕向地の属する国 <u>(輸出契約に最終仕向地を定めていない場合にあっては、輸出契約の相手方が所在する国)</u></p> <p>2 輸出契約の支払国は、以下によるものとする。</p> <p>① 輸出契約の相手方が所在する国</p> <p>② 輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該代金の支払人が所在する国</p> <p>3 輸出契約の保証国は、以下によるものとする。</p> <p>① I L Cにより決済を行う場合は、I L C発行銀行の所在する国 <u>(I L C発行銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、当該支店の所在する国)</u></p> <p>② 確認付の I L Cの場合は、当該 I L Cの確認銀行が所在する国 <u>(I L C確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、当該支店の所在する国)</u></p>	<p>[別紙]</p> <p>仕向国、支払国及び保証国の取扱い</p> <p>1. <u>輸出契約の仕向国は、以下によるものとする。</u></p> <p>① (略)</p> <p>② 本邦内において貨物の受渡しを行う輸出契約の場合は、輸出契約に定める最終仕向地の属する国。<u>ただし、輸出契約に最終仕向地を定めていない場合にあっては、輸出契約の相手方が所在する国。</u></p> <p>2. <u>輸出契約の支払国は、以下によるものとする。</u></p> <p>① <u>輸出契約の相手方が所在する国。</u></p> <p>② <u>輸出契約の締結の相手方と当該輸出契約に係る代金の支払人が異なる場合は、当該代金の支払人が所在する国。</u></p> <p>3. <u>輸出契約の保証国は、以下によるものとする。</u></p> <p>① I L Cにより決済を行う場合は、I L C発行銀行の所在する国。<u>ただし、I L C発行銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、「別表 国別引受基準」の『国カテゴリー』欄の記号がアルファベット順でいずれか後にくる文字の国。</u></p> <p>② <u>確認付の I L Cの場合は、当該 I L Cの確認銀行が所在する国。ただし、I L C確認銀行が支店の場合であって支店と本店の所在する国が異なる場合は、「別表 国別引受基準」の『国カテゴリー』欄の記号がアルファベット順でいずれか後にくる文字の国。</u></p>	

新	旧	備考
<p><u>〔別紙2〕</u></p> <p><u>政府開発援助契約等</u></p> <p><u>政府開発援助契約等とは、次に掲げる借款等（注）により決済される輸出契約をいう。</u></p> <p><u>1 決済がL/Cスイッチ方式、トランスファー方式（本邦内のみで決済を完了するものに限る。）又は当該借款等の供与機関から輸出者への直接送金のいずれかにより行われる借款等</u></p> <p><u>(1) 日本政府が行う円借款等政府開発援助</u></p> <p><u>(2) 国際協力銀行に係る貸付契約</u></p> <p><u>(3) 国際復興開発銀行（IBRD）借款</u></p> <p><u>(4) 国際金融公社（IFC）借款</u></p> <p><u>(5) 国際開発協会（IDA）借款</u></p> <p><u>(6) アジア開発銀行（ADB）借款</u></p> <p><u>(7) 米州開発銀行（IDB）借款</u></p> <p><u>(8) 欧州開発基金（EDF）借款</u></p> <p><u>(9) 欧州投資銀行（EIB）借款</u></p> <p><u>(10) 国際農業開発基金（IFAD）借款</u></p> <p><u>(11) 欧州復興開発銀行（EBRD）借款</u></p> <p><u>(12) アフリカ開発銀行（AfDB）借款</u></p> <p><u>(13) アフリカ開発基金（AfDF）借款</u></p> <p><u>(14) カリブ開発銀行（CDB）借款</u></p> <p><u>(15) アンデス開発公社（CAF）借款</u></p> <p><u>(16) 中米経済統合銀行（CABEI）借款</u></p> <p><u>2 日本政府が支払人となる贈与又は無償供与等</u></p> <p><u>注：保険契約の申込時において、当該借款等の契約が締結済（発効条件が付されている借款等の契約にあっては契約発効済。）であることを書面にて確認できる場合に限る。</u></p>	<p>(新設)</p>	

新	旧	備考
<p>[別表]</p> <p>国別引受基準 (略)</p> <p>注1 : 1. <u>以下</u>のいずれかに該当する場合に保険契約を締結する。</p> <p>(1) 輸出契約の代金の全部について、以下の①から⑩のいずれかに該当する銀行若しくは同行の支店若しくは子会社（イラン国外に所在するものを含む。）以外の銀行が発行若しくは確認する I L C による決済を行う場合。ただし、⑪の銀行又は同行の支店（イラン国外に所在するものを含む。なお、子会社は含まない。）が発行又は確認する I L C については、外国為替及び外国貿易法に基づく財務大臣の許可を得た場合に限るものとし、当該許可が取り消された場合は、保険契約上、当該許可は初めから無効であったものとみなす。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. <u>前項</u>に基づき、I L C による決済を行う場合について保険契約を締結する場合、保険契約の申込時において当該 I L C の取得された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険契約の申込時において I L C を取得する前の場合は、保険証券に<u>次の特約</u>を記載する。</p> <p><u>「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において中小企業輸出代金保険の国別引受基準について（平成17年3月18日 05 - 制度 - 00012）別表の注に定める銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」</u></p> <p>注2～注3 (略)</p>	<p>[別表]</p> <p>国別引受基準 (略)</p> <p>注1 : 1. <u>以下</u>のいずれかに該当する場合に保険契約を締結する。</p> <p>(1) 輸出契約の代金の全部について、以下の①～⑩のいずれかに該当する銀行若しくは同行の支店若しくは子会社（イラン国外に所在するものを含む。）以外の銀行が発行若しくは確認する I L C による決済を行う場合。ただし、⑪の銀行又は同行の支店（イラン国外に所在するものを含む。なお、子会社は含まない。）が発行又は確認する I L C については、外国為替及び外国貿易法に基づく財務大臣の許可を得た場合に限るものとし、当該許可が取り消された場合は、保険契約上、当該許可は初めから無効であったものとみなす。</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2. <u>前項</u>に基づき、I L C による決済を行う場合について保険契約を締結する場合、保険契約の申込時において当該 I L C の取得された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずることとし、保険契約の申込時において I L C を取得する前の場合は、保険証券に<u>注4に規定する特約</u>を記載する。</p> <p>注2～注3 (略)</p> <p><u>注4 : 「独立行政法人日本貿易保険は、保険契約の申込時において中小企業輸出代金保険の国別引受基準について（平成17年3月18日 05 - 制度 -</u></p>	

新	旧	備考
	<p>00012) <u>別表の注に定める銀行が発行又は確認する取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600)に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをいう。）取得前の損失については、てん補する責めに任じない。」</u></p>	